

飯田市農業委員会
農地利用最適化推進委員 募集案内

飯田市農業委員会

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進などを職務とする農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）を、以下のとおり募集いたします。

応募者の資格

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 飯田市に住所を有していない者 ただし特別な事情があればその限りでない
- (2) 飯田市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する者
- (3) 他の法律で兼職が禁じられている者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 飯田市の職員

推進委員の主な業務

担当地区において、農業委員会の委員と連携し、次のような活動に従事します。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進
- (2) 担当地区内の農地転用申請案件等の内容を調査し、農業委員へ意見を述べる
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 農業者の意向確認などの調査活動
- (5) 農地中間管理機構との連携
- (6) その他農業委員会が必要とする活動（推進委員会への出席など）

募集人数及び担当地区

募集人数：19人

- ・ 各地区1人（下久堅、山本、伊賀良地区は2人）
- ・ 担当地区：次の表のとおり

飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘
川路	三穂	山本	伊賀良	鼎	上郷	上村	南信濃

選出方法

提出書類をもとに書類選考します。

身分・報酬額・任期

推進委員の身分、報酬額、任期は、次のとおりです。

身 分	飯田市非常勤特別職職員
報酬額 (基本報酬)	月額 44,800円
任 期	農業委員会による委嘱の日～令和11年7月19日

募集期間

令和8年2月17日（火）～3月16日（月）【必着】

申込方法

1 他薦（地区に存する団体等からの推薦）又は応募

所定の「推薦書」又は「応募届出書」に必要事項を記入、同意の上、以下の方法でお申し込みください。

申込先	申込方法	申込場所及び宛先
飯田市農業委員会 事務局	① 直接持参 ※ ② 郵送【必着】	〒395-0817 飯田市鼎東鼎281

※ 直接持参する場合、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

2 募集案内及び申し込みに必要な書類は、農業委員会事務局で配布しています。

※ 配布時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

3 申し込みに必要な書類のデータをお求めの際は、農業委員会事務局へご連絡ください。

注意事項

1 農業委員との兼任はできません。但し、重複しての推薦及び応募は可能です。

2 被推薦者については、次の事項について確認し、選考を行います。

（1）農地法に関する法令違反等の有無

（2）農業経営の状況等

3 申込書類は理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご承知おきください。

4 推薦及び地区における応募等に係る経費は、全て各自の負担となります。

5 選考結果は、令和8年4月下旬までに、推薦者に文書にてお知らせします。

申込関係書類の公表

農業委員会等に関する法律の改正に基づき、選考に当たっての透明性及び公平性を確保するため、募集期間中・募集期間終了後の2回、申込関係書類の内容（住所を除く）について、次のとおり、市ホームページ等に公表しますので、あらかじめご承知置きください。

（1）被推薦者は、氏名、職業、年齢及び性別、該当する区域

（2）応募者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、該当する区域

1 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

2 農業委員会が所掌する事務（必須事務）

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）によりその権限に属された事項
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- (4) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）に関する事務に関する事項

《お問い合わせ・郵送での申込先》

飯田市農業委員会事務局

〒395-0817

飯田市鼎東鼎281

電話 0265-21-3219

FAX 0265-52-6181

E-mail : nougyou@city.iida.nagano.jp